[研究論文]

準戦時体制下の市川房枝

- 日本型ジェンダー・ポリティックスの創生-

進藤 久美子(本学国際社会学部 教授)

はじめに

―フェミニスト市川房枝の「戦争協力」

I 準戦時体制下の両義的婦選の論理

- (1) 女性政策提示の仕方と変容する婦選の論理
- (2) 体制批判―反軍拡、反ファシズムと婦選
- (3) 婦選の体制的価値へのすり合わせ
 - 一生活者の視座の導入

Ⅱ 反体制の婦選活動

- (1) 全日本婦選大会と平和の希求
- (2) いまひとつの平和を求める婦選の活動

〈以下次号〉

Ⅲ 体制的価値の導入と婦選活動の新展開

- (1) 選挙と政治浄化運動
- (2) 台所と政治を結ぶ政治の開拓
- (3) 母性保護政策への取り組み

№ 日本型ジェンダー・ポリティックスの創生に向けて

―準戦時期市川の活動の読み解き方

はじめに

―フェミニスト市川房枝の「戦争協力|

戦時期市川の活動

1981年2月、87歳で現役政治家として生涯を閉じた市川房枝は、戦前は女性参政権運動の嚮導者として、戦後は「理想選挙」や「金のかからない政治」を目指す政治家として、党派を問わず広く国民の支持を得た稀有な女性政治家であった。亡くなる一年前の参議院議員選挙では全国区から無所属で立候補し、278万票をゆうに超える、その時憲政史上最高の得票数で当選していた。1

一方で市川は占領期の1947年3月、公職追放を受けた最初の女性でもあった。戦時中、大日本言論報国会の理事であったことが、その理由であった。戦前、女性の政治的権利獲得のため婦選獲得同盟を立ち上げ、婦選運動(日本の女性参政権運動の呼称)に身を挺した市川にとって公職追放は全く「予期せぬ出来事」であった。そのため市川は1950年10月追放解除までの3年10カ月間、一時は自殺を思い詰める程の落胆の日々を送ることとなった。²

実際、戦前の婦選運動家から戦後は清廉な女性政治家へと続く市川の生涯で、戦時期の活動は、「戦争協力」として負の評価を受け続けて来た。戦時期市川が、単に言論報国会の理事を務めただけではなく、国民精神総動員運動(以下精動運動と略す)の家庭実践調査委員、実践網調査委員をはじめ精動委員会幹事、精動本部参与等を、あるいは大政翼賛運動の調査委員や大日本婦人会の審議員など、政府の委員(国策委員)を歴任したことが、「戦争協力」をした婦選運動家としてのレッテルを張られる根拠となった。婦選会館に保存されている「市川資料」に残る国策委員就任記録を跡付けると、その数実に20数種類にのぼっている。3

フェミニズムと戦争

もとより先の大戦時における婦選運動家市川の活動は、社会運動家としての、その個人的評価に留まるべきではない。市川の戦時下の活動の軌跡は、戦争という危機的状況の中でフェミニストはどのような行動を取りうるのか、フェミニズムと戦争の関係を検証する好個の事例を提供している。

銃後の守りを絶対的に必要とする全体戦争の中で、フェミニストもまた容易に戦争協力に堕するのだろうか。この問いに対して従来のフェミニズム研究は、戦前のフェミニズム運動―婦選運動―の男女平等な政治的権利の要求が、つまるところ女性の国民化を求める、国民国家内での運動であったと指摘する。そしてそのため婦選運動家は国家に捉われやすく一国フェミニズムに陥りがちであり、戦争が起った時容易に戦時下の国策に協力=戦争加担したと批判する。4

はたして婦選運動の旗手市川の国策委員歴任の事実は、そうした文脈からフェミニズムの限界の証左と考えるべきなのか。戦時下の危機的状況にあって国家を超えた女性たちの連帯は可能ではないのか。平和のイデオロギーとしてフェミニズムは機能しないのか。戦時期市川の活動の検証は、こうしたフェミニズムと戦争の関係が内包する一連のアポリアに対し実証的解答を提示するはずである。

告発される市川の「戦争協力」

国策委員としての市川の戦時期の活動は『自伝―戦前編』(以後『自伝』と略)の中でも率直に語られている。5その正直さは、市川の戦後業績を高く評価する側からは、戦後多くの女性運動家たちが戦中の活動を沈黙する中で、彼女の清廉潔白な政治姿勢の証として受け取られた。そして国策委員としての活動は、戦時下の反動的社会で婦選の灯をともし続けるためにとらざるを得なかった行為として評価されてきた。6

他方で鈴木裕子氏(以下鈴木と略)は、市川房枝、高良とみ、平塚らいてう等、戦後に平和主義者として活躍した戦前からの女性指導者たちの戦争協力や国家主義的思想を最初に本格的に明らかにした歴史家の一人である。鈴木は、15年戦争―満州事変(1931年)から終戦(1945年)までの15年間の戦争状況をさす―の当初、非戦の立場から戦争に対する批判的態度を取っていた市川が、何故「翼賛に絡めとられてしまった」のか、市川の「戦争協力・加担」の軌跡を跡付ける。7

「女権」と「強力なナショナリズム」

鈴木は、市川が「戦争協力・加担」へと向かった最大の理由を「参加→解放への論理、あるいは心情こそ」にあると指摘する。8市川自身『自伝』で「国策婦人委員として、政府の行政及び外部団体への婦人の参加を、婦人の政治参加―婦人解放への途―として推進してきた」と述べており、鈴木の「参加→解放への論理」(「女権」)は、こうした市川の言説に依拠している。9そして鈴木は市川が政府委員に就任する事がどのような意味を持つのか、その「中身抜きで」―中身を考えず就任するから結局政府の戦争遂行政策に絡みとられたと批判する。10

市川の戦争協力の第二の理由として、鈴木はまた市川が強力なナショナリズム(「天皇制ナショナリズム」)の持ち主であったと指摘する。『自伝』の「敗戦に涙あり」の記述や、『歴史評論』編集部による「聞き取り」の中で、市川が自らの戦争協力について、ある程度の責任を認めつつも「国民の一人である以上」「恥とは思わない」と語った部分を受けて、鈴木は、「ナショナリズムは、市川の心を深いところでとらえていた。この『女権』とナショナリズムが、戦時下にあってはひときわ、市川房枝の心をとらえていた」と推論する。11

そして鈴木は、「ある意味ではリアルな合理主義者」であり、15年戦争の終盤、「彼女の目には次第に日本の敗色が動かし難い事実として映

って」いたにもかかわらす、「最後まで国家というものをつき放せなかった」と結論する。¹²

戦時期市川の言動と「戦争協力告発」の齟齬

鈴木が指摘するように、実際市川は参加する事の「中身」を何ら考慮せず、唯女性の社会参加の増大を目指して、参加の可能性さえあればやみくもに国策委員に就任していたのだろうか。そしてその結果、政府の戦争遂行に「加担」することになったのだろうか。

市川は、満州事変の勃発に際し、一切の戦争を否定する非戦の立場から、事変後中国大陸で膨張主義を取る軍部を厳しく批判していた。¹³ そして1931年9月の満州事変から1937年7月の盧溝橋事変までの15 年戦争前半のいわゆる準戦時体制下で戦争の早期終息を主張し、政府の軍拡政策とファシズムの台頭を徹底的に批判し続けた。

その市川の体制批判の主張は、全日本婦選大会での反ファシズム決議、あるいは汎太平洋婦人会議への取り組み等、同時期の婦選活動に体現されていた。はたして盧溝橋事変以降、日中全面戦争が起こると、突如市川は、そうした体制への批判的姿勢を棄て、参加の「中身抜き」で国策委員を歴任するようになったのだろうか。

もし鈴木の言うように、市川が参加の「中身抜き」でやみくもに国 策委員に就任したとするなら、市川が係わっていた国策委員としての 役割が、主として生活関連政策の形成とその実施方法に向けられてい たのは、何故だろうか。¹⁴

『自伝』で市川は、婦選運動を率いて来た者として、盧溝橋事変をきっかけに日中全面戦争が展開し、戦争がもはや引き戻す事の出来ない状況になった時、非戦を主張し続け社会的に隠遁すること、あるいは反戦活動をして牢獄にいくことは、いずれも無責任であると考えたと述べている。15そして戦時下の社会で劣悪な生活環境に置かれる「女と子ども」

の利益を護ることは、婦選自体を主張する事が不可能になった戦時社会での、広い意味での婦選の活動であったと主張している。市川が国策委員の活動を通して戦争の最終盤まで繰り返し「女と子ども」の利益を護ることを主張し続けていた意味をいま一度考察する必要がある。

さらには鈴木が告発するように、もしその強いナショナリズムゆえ に終戦に至る過程で、市川が戦争遂行に深く係わっていったとするな ら、満州事変から盧溝橋事変に至る準戦時期の市川の非戦の評論や活 動も、同じナショナリズムから派生されたものではなかったのだろう か。

戦争協力の起点をどこに置くか

鈴木の市川に対する「戦争協力告発」で問題となる第一の点は、鈴木が告発する市川の「婦選」活動が主として精動運動以降を対象としている点である。盧溝橋事変を契機に日中全面戦争が展開し、国内で精動運動が始まる1937年末から日米開戦をへて敗戦に至る1945年8月までの戦時期に市川が歴任した国策委員(政府委員)としての活動が、即そのまま、戦争協力活動と等置され批判の俎上に挙げられている。

鈴木の「告発」では、1931年9月の満州事変から1937年7月の盧溝橋事変にいたる準戦時体制の下で市川が展開した「非戦」の立場に立った活動が充分検証されていない。そのため盧溝橋事変をきっかけに中国大陸の戦争が全面戦争へと転成した段階で市川が何故そしてどのように非戦の立場を変え、ある程度の政府への協力(戦争協力)はやむを得ないと考えるに至ったのか、16その間の市川の活動と思想の連続性あるいは非連続性が見えてこない。

いったい非戦の立場をとっていた段階での市川のナショナリズム観が、盧溝橋事変を契機に180度転換し、非戦活動から戦争遂行の国策協力―鈴木の表現する「全面協力」―へと反転するものなのか。そもそ

も非戦を主張する市川のナショナリズム観の中に、ある程度の政府協力を已むをえないと転化していく契機が内在していたのではなかったのだろうか。あるいはまた戦争協力と告発されている戦時期市川の国策委員としての活動に、準戦時期の「非戦」の活動に通底する、「戦争協力」とは別の文脈の活動が含意されていたのではないか。市川の戦争協力告発の対象期間を盧溝橋事変以降の戦時期に置くと、そうした視座からの検証が可能で無くなるのである。17

市川のフェミニズム観の一義的解釈

第二の問題点は、市川の戦争協力への「絡みとられ」の原因を、鈴木が戦後市川の言う「婦人の政治参加―婦人解放」に沿って「女権=解放」の一義的解釈に留めている点にある。反動化する社会で市川がどのように婦人の政治参加(鈴木の言う女権)を正当化し、主張していたのか。そしてその主張の背後にはどのようなフェミニズムのイデオロギ―があったのかが、不問に付されている。そのため市川の国策委員を歴任する行為は単に、「参加」の文脈でのみ語られている。

従来市川は、フェミニズムの運動家であって思想家ではないとされてきた。市川自身もまた『自伝』で「私はもちろん思想家ではない。大正デモクラシーの影響を受けた自由主義者の一人で、きわめて現実主義の運動家であったようだ」と述べている。18 そのため市川の運動を支えてきたフェミニズムの思想的な側面は、今日までほとんど検証されていない。しかし市川は戦前・戦中・戦後の激動の時代に女性の地位向上を目指す運動を嚮導してきた活動家である。たとえ実践的な運動家であっても、運動を支える強固な主張—「思想」—が無くて激動の時代を生き抜くことはできなかったはずである。

はたして戦時下の反動的社会で、戦後市川が言う「婦人の政治参加 ―婦人解放 | といった文脈から運動を展開する事は可能だったのだろ うか。そもそも「女性解放」という言説と価値は、戦後の占領政策の中で市民権を得たものである。市川の『自伝』の中での、この解釈は、あくまでも戦後の視座から婦選運動を歴史的に評価したものではないのか。婦選運動の歴史をその時代に沿って見た時、軍ファシズムの跋扈する戦前日本の社会で「婦人解放」と言う文脈から「女性の社会進出」あるいは「婦人の政治参加」を主張することは可能ではなかったはずである。

市川の婦選運動の特色は、運動が常にその時代の社会状況に即応した形で展開していたところにある。現実主義的な実践家として市川は、時代が日中戦争から太平洋戦争へと反動化していく社会で、男女平等の政治的権利を要求する婦選の目的を、それぞれの時代の社会状況にあわせて、定義し直し続けていた。たしかに市川のフェミニズムの主張は、女性の社会的参加の増大一女性の地位の向上と言う点では一貫していた。しかしその主張を支えるフェミニズムの論理は、人としての男女の同一・同権を主張するのか、あるいは男女の肉体的性差と異なる社会的役割を認めた上で、女性の社会的役割の有為性を主張し、男女同等の政治的権利を要求するのか、伝統的フェミニズム運動が依拠する二様のアプローチの間を揺れ動いていた。19

実際市川のフェミニズム観のその揺らぎこそが、15年戦争の最終盤で市川が到達した「皇国フェミニズム」観20への軌跡であり、そしてまたその軌跡こそが、婦選運動家市川の活動が戦争協力へと転成して行く道筋に他ならないのである。

「中身」の検証なき告発

「戦争協力告発」の第三の問題点は、鈴木自身が、市川の国策委員 としての活動の「中身」を十分実証的に検証していない点にある。実 証の根拠がない中で、国策委員としての活動が、即そのまま戦争協力

とみなされ、告発されている。精動運動、大政翼賛運動のさまざまな 政策の中で、市川が自律的あるいは他律的にどのような政策に関与し たのか。市川に就任の選択肢があった時、市川はどの委員を選択して いたのか。そしてその選択は戦時期市川のどのような関心と意図に基 づいているのかを詳細に検討する必要がある。

市川は、戦前の婦選活動の資料が戦時下空襲で焼却されるのを恐れ、戦争末期に疎開先の川口村に二度にわたって移していた。²¹その結果今日、婦選会館には一万点にのぼる敗戦までの市川の活動の一部始終を物語る歴史資料が保存されている。

市川が残したそうした資料は、精動運動と大政翼賛運動の時代に市川がどのような国策委員に就任し、どのような政策に係わっていたかを具体的かつ実証的に語ってくれるはずである。それらの資料に依拠し私たちは、両運動の国策形成・立案・決定・実施に市川がどのように関与していたのかを実証し、どの程度の影響力を持ち得ていたのかを精査する必要がある。そしてその背後の市川の意思を、市川の残した言説を通して跡付ける必要がある。

精動・大政翼賛運動と市川との係わりを実証的に検証することによって始めて、私たちは戦時下のフェミニズムが内包するアポリアに対する解答の糸口を手にすることが出来るのではないだろうか。²²

「告発史観|批判

上野千鶴子氏(以下上野と略)は、その著『ナショナリズムとジェンダー』(1998年)の中で、ポスト構造主義の歴史認識の立場から、鈴木の「告発」型歴史姿勢を次のように批判した。

15年戦争=侵略戦争は悪という自明の前提から出発 した戦後派・・・に鈴木は含まれるが、その自明性も また歴史によって形成されたものである。「国家」の限

界と「天皇制」の悪は、歴史によって事後的にのみ宣告されたもので、そのただなかに生きている個人がその「歴史的限界」を乗り越えられなかったとするのは歴史家としては不当な「断罪」ではないだろうか。鈴木の女性史が・・・しばしば「告発」史観と呼ばれるのは、このいわば歴史の真空地帯に足場を置くような超越的な判断基準のせいにほかならない。²³

この上野の鈴木に対する批判は、市川の戦争協力が天皇制国家のナショナリズムへの傾倒にあるとする、鈴木の指摘に向けられたものである。

そもそも天皇制国家という言葉と概念は戦後作られたものであり、 天皇制国家が、満州事変以来敗戦にいたる15年戦争の諸悪の根源にあるとする考えもまた、すぐれて戦後のものである。明治以来の近代化の過程で、国民国家を確立することが最大の課題であった時代を生きた人物に、その「天皇制」国家を超えることができなかった、つまり「天皇制国家のナショナリズムに絡みとられた」と批判するのは、歴史家の「後知恵」というものであると、上野は言う。24

ここで上野の提起した問題は、鈴木個人に限らず広く歴史家に投げ かけられた、「歴史とは何か」に関する根源的問題に他ならない。

なぜなら歴史家の持つ同時代への批判的価値は、歴史家にとって必然的に過去に向かわざるを得ないものであり、おうおうにして歴史は「告発史」型である側面を持たざるを得ないからである。否、現代歴史学において、優れて今日的視座から現今の社会問題を歴史に逆照射させること、そしてその淵源を過去にさぐることは、歴史の意義のひとつとされてきたとも言える。

実際満州事変以来敗戦にいたる15年戦争への痛憤の思いに立つ戦後 日本史学のレゾンデートルがまさにそこにあったと言えるのではない だろうか。

ならば、女性指導者の戦争協力の責任を問う時、はたしてどのよう な視角から見れば、歴史家の後知恵としての「告発」型ではなく、未 来に向かって「ポジティブ」な形でその「戦争協力」を読み解くこと ができるのだろうか。歴史は、歴史家の歴史認識というフィルターを 通して再構築された過去であると同時にそれは、なによりも未来への 提言に向うべきものなのだから。

「ポジティブ」な歴史解釈に向けて

15年戦争下の市川の「婦選」活動を単に「告発」に留めるのではなく、未来に向かってポジティブな視座から読み解くためには、婦選運動家としての戦前、国策委員としての戦中、民主主義の政治家として戦後の三様の市川の活動が、それぞれ断絶の上になされたのか、あるいは一定の連続線上になされたものかを見極める必要がある。

戦前の婦選運動家としての活動は、どのように戦中の国策委員としての活動につながり、そしてその戦中の活動が戦後の日本のあり様にどう関連していったのか、その軌跡を跡付けることが肝要である。具体的にそれは、婦選運動家市川の戦中の「戦争協力」活動が、戦後民主主義に、どのような新しい政治の展望を切り拓くものとなっていたか、あるいはそれは戦後民主主義の一つの限界を示唆するものかを検証する事を意味する。25

満州事変から敗戦にいたる15年戦争下で、市川の婦選活動は大きく 二期に分けることができる。第一期は、1931年9月の満州事変から、 1937年7月の盧溝橋事変をきっかけに日中全面戦争が展開するまでの、 日中局地戦争段階の、いわゆる準戦時体制下での婦選活動である。そ して第二期が、日中全面戦争から日米開戦をへて1945年8月の敗戦ま での戦時体制下での活動である。 これまで戦時期市川の婦選活動は、先述した鈴木の「告発」に表徴されるように第二期の活動に焦点があてられて来た。そして同時期市川が政府の国策委員を歴任した事実がそのまま「戦争協力」活動と等置され、糾弾されてきた。と同時にこれまで市川の国策委員就任は、政府の政策に参画すること自体を、即、婦選の道に通じるとする市川の「参加の論理」によるものと一義的に解釈されてきた。

しかし戦時期市川の婦選活動の射程を第一期の準戦時体制下の活動 にまで広げると、第二期の国策委員歴任への軌跡と国策委員としての 活動の新しい展望が見えて来る。

満州事変から日中全面戦争にいたる準戦時期の市川の婦選活動は、一方で軍拡・軍ファシズムへの批判があり、他方で満州事変以降急激に保守化する社会の「体制的価値」へ婦選の論理をすり合わせていく両義的態度に表象される。その両義的姿勢は、15年戦争の最終段階で市川の活動が、戦争協力へ収斂して行く契機となった。しかし同時にその過程で、女性と政治のありかたに特殊日本的な展望―日本型ジェンダー・ポリテックスの展望―が拓かれていた。

準戦時期市川は、保守的社会で容認される女性役割を生活者役割として浮き彫りにし、そこから派生される女性が固有に具備する特性を、戦時下の女性の社会的有為性として婦選の論理の主軸に据えて行った。そこから、政治と生活とを結びつける女性の政治参画の展望が拓かれていった。それは、婦選運動の本格的な展開が、戦時期と重複する日本の女性参政権運動に固有な状況が切り拓いた、特殊日本的なジェンダー・ポリティックスの創生ともいえる。

本稿では、これまで等閑に付されて来た準戦時体制下の市川の婦選活動に焦点をあて、軍ファシズムの台頭する社会で、市川が、どのようなフェミニズム観に立って婦選運動の戦略と主張を展開していったのか、そしてそこからどのような特殊日本的な女性と政治の展望が切

り拓かれていったのかを検討してみたいと思う。

I 準戦時体制下の両義的婦選の論理

(1) 女性政策提示の仕方と変容する婦選の論理

満州事変前後の婦選の立場

昭和6年9月の満州事変勃発当時、日本の婦選運動は、女性公民権—女性が地方政治に参加する権利—を支持する議会の趨勢を背景に絶頂期にあった。時代は昭和初頭。市川が平塚らいてうと新婦人協会を立ちあげ、日本史上初めて女性参政権を要求した大正中期の女性蔑視の日本社会からほぼ10年の星霜を経ていた。すでに男子普通選挙は達成され、欧米を中心とした国際社会では女性たちの男性並みの政治参画が一般化しつつあった。国際社会の一員としての立場をアジアの新興国家日本が維持するためにも、ある程度の女性たちの政治参加を認める事は必須であった。それは、軍国主義一色に塗りつぶされた戦前日本社会で、ひとすじの民主主義の光が照射された時であった。

1930年5月、第58議会で政友会、民政党は、女性が政治団体を組織し参加する権利―結社権と、男子と同一の地方政治への参加の権利―完全公民権を女性に付与する建議案をそれぞれ上程し、両案は初めて衆議院本会議を賛成多数で可決した。しかし貴族院委員会に付託された同案は、審議未了となったため廃案となった。

さらに翌1931年2月開院の第59議会では民政党与党の政府自らが、 女性の結社権案とともに公民権案を上程した。同政府案は、女性公民 権を市町村レベルに限定し、市長などの名誉職への妻の就任に夫の同 意を必要とする、いわゆる制限付き公民権案であった。そのため男女 同一の公民権一完全公民権を主張する婦選獲得同盟をはじめとする婦 選運動の女性たちは、制限付きの政府公民権案には、真っ向から反対 した。しかし女性の地方政治への参加を支持する議員が過半数を占め る衆議院で、女性公民権案は制限付きではあったが再び衆議院を通過 し、同案は貴族院委員会に付託された。

第59議会の貴族院では、佐々木行忠侯爵や有馬頼寧伯爵のように、 女性が地方政治に参加することを積極的に支持する議員が誕生してい た。そのため政府案は貴族院委員会を通過し、本会議に付託された。 最終的に貴族院本会議では否決されたが、女性公民権は制限付きであ れば是とする世論が同院でも生まれつつあった。

しかしその三カ月後に起った満州事変は、女性たちの婦選の夢とその実現の可能性を一気に雲散霧消してしまった。満州事変後の軍事的危機下の社会で、もはや女性の公民権どころではないと言った社会的風潮が形成されていった。さらには、事変後の軍ファシズムの台頭と社会の保守化の中で、男女同一・同等の参政権の主張は、日本固有の家父長的家制度を基盤とする国体に抵触すると糾弾され、婦選の主張は危険思想とみなされるようになった。

婦選の可能性が満州事変で一挙に暗転し、軍ファシズムが台頭する 準戦時体制下の社会で、市川は、婦選運動を牽引して行かざるを得な くなった。いま一歩まで追い込んだ女性たちへの公民権付与を、急激 に反動化する社会でも、なんとか実現にこぎつける。それが、準戦時 状況下で市川の喫緊の課題となった。

反動化する社会と女性政策提示の仕方

政治的力を一切持たない女性たちが、政治的権利を手にし、その主 張を政治に反映させるためには、男性によって構成される議会の支持 を得るより他の選択肢は、もとより存在しない。換言するとその事は、

女性たちが提案する政策は、男性議員を議会に送り出した社会の価値 に抵触しない形で提示され、社会が積極的に受け入れる事の出来る価 値に添って正当化される必要があった。

満州事変後軍ファシズムが台頭する準戦時下の日本社会で、日本固有の家制度に基づく天皇制の国体が堅固な根を降ろしていった。女性を家の付属物と位置付ける徹底した男尊女卑の家制度の価値は、人間として男女は同一であり、男性と同等の社会的権利が女性にも与えられるべきとする、婦選本来の自然権の主張と真っ向から対峙するものであった。そのため男女同一・同等の婦選論は、家制度に依拠する国体に異議申し立てをする危険思想と見られるようになった。そうした社会状況の中で婦選を生き残らせるためには、自然権の思想に基づく婦選の主張を揚棄し婦選の新しい意義づけが必須であった。次第に市川は、婦選運動当初の男女同一・同等の権利の主張から乖離し、時代の要請に応じる形で婦選の意義を組み替えて行った。

そもそも戦時状況へ向かう社会では、国一女と子ども一をまもる戦士としての男性イメージと子どもを生み・育てる一戦士をつくる女性イメージが強調され、男女の役割分担による社会的住み分けが重要視された。市川は、そうした準戦時体制下の反動的社会状況に合わせる形で、再び新婦人協会時代の男女の差異性と女性性の固有性の主張を婦選論の核に置くようになった。その男性と異なる女性たちの固有性は、伝統的社会で女性たちが生活圏に持つ役割として表現され、生活者としての女性たちの社会的有為性が市川の婦選を要求する根拠となった。

こうした市川の婦選論の主張は、社会的に容認された女性役割の価値に依拠しながら、その価値を逆手にとって、結果として男女同一・同等の政治的権利を手にする事を意図していた。生活圏に於ける女性固有の有為性の上に「男女同一・同等」の政治的権利を立論する、こ

うした婦選論の逆説的展開は、戦時下の社会で婦選運動が置かれていた社会的制約―男性議員によって婦選の実現をはからざるを得ないこと、そしてそのために男性議員を押しだす社会の価値に沿った形で婦選の正当化を計らざるを得なかったこと―に起因する。しかしこの婦選論の逆説的立論が、戦争の最終盤で市川の活動が「戦争協力」へ絡みとられていくひとつの契機となった。その意味で女性たちの生活役割を軸に立論する市川のフェミニズム論は、戦時期市川が最終的に到達したフェミニズム―皇国フェミニズムへの軌跡の入り口ともいえる。しかし同時にそれは女性と政治のあり方―ジェンダー・ポリティックスの特殊日本的展望を拓く、いまひとつの契機ともなっていた。

社会運動に関する市川の確信

婦選運動家としての市川のフェミニズム観は、生きた時代とともに さまざまな相貌を見せるところに特色があった。その相貌の変容は、 社会運動家として市川が日本で初めての女性政治組織、新婦人協会を 立ち上げた当初から抱いていた確信に基づくものであった。

1921 (大正10) 年初頭、市川は国民婦人会臨時茶話会で、「婦人の社会運動」という演題で講演した。26新婦人協会を立ち上げた市川が婦選運動家としてのキャリアを始めた頃である。

同講演で市川は、新婦人協会の運動は、「理想主義の立場」―社会主義者―からしばしば批判を受けるが、「婦人運動なり、社会運動なりを、理想から批評することは出来ないと思ひます。」と指摘し、「理想家の言はれるやうな事を行はんとすれば、結局理想の社会を認め、常に机上の空論になります。」と明言する。そして「社会運動と云ふ以上は、どうしても現代の社会に適合する運動でなくてはなりませぬ。現代の社会を観ずして、理想のみに走つても、それは結局徒労に終わると思ひます・・・」と主張する。27

具体的に市川は新婦人協会の運動を「現在の社会を認めてその上に立つた運動」―明治憲法下での「議会制民主主義」の枠内での女性の地位向上のための運動と位置づけていた。

社会運動は「現代の社会に適合する運動でなくてはなりませぬ」と確信する市川のこの運動観は、その後日本が軍ファッショ化し、日中戦争、大東亜戦争、敗戦の道をたどる中で、一貫して市川の運動の方向性を規定していた。本来非戦論者であった市川はこの社会運動観に支えられながら、近代日本史上最も激動の時代を、軍ファシズムの席巻する社会に一方で合わせながら、他方でその時代の流れに抵抗しながら女性たちの自己実現の方策を果敢に模索していた。そしてその過程で市川のフェミニズム観は、それぞれの時代状況に呼応した形で多様な相貌を見せていた。

準戦時下の婦選要求の三つの論理

社会の価値に沿う形で準戦時期に市川が主張した、男性とは異なる 生活圏における女性固有の特性は以下の三つの点に集約出来る。

第一は、子供を生み育てる性として女性は本来平和志向であるとする主張である。この主張に基づき15年戦争前半の準戦時体制下で市川は、一方で非戦の立場から軍ファシズムの台頭と政府の軍拡政策を徹底的に批判し、他方でその主張を婦選要求の根拠に据えていた。

第二は、家庭の担い手として女性は男性に比べて社会的経験を持たず、政治の汚濁にまみれていない。その結果女性は純真であり、容易にその傾向を変えないとする主張である。この主張は、男子普通選挙が達成されたばかりの未熟な日本の「市民」社会を席巻した金権選挙と金権政治の汚濁を浄化し、議会制民主主義が本来あるべき姿へ導く、導きの星として女性を位置づける事を可能とした。そしてそれは選挙と政治浄化のための女性の政治参画の主張の根拠となった。

第三の特性は、家庭の担い手として、女性たちこそが家事と家事を 取り巻く社会・経済的状況に通暁しているとする主張である。市川は、 そもそも政治のレゾンデートルが国民の生活の安寧をはかることにあ ると主張する。そして、生活に関連する諸問題を解決するためには、 「政治と台所」を結び付けることが重要であり、そのためにこそ女性の 政治参画が必須であると主張した。

こうした生活圏における女性性の三つの固有性に基づき市川は、15 年戦争前半の準戦時体制社会で、一方では反ファシズム、反軍拡を主 張し平和を求める活動を婦選運動に取り入れ、他方で生活者の視座か ら選挙と政治の浄化、そして政治と生活を結びつける市民的課題を、 婦選活動の主要争点に組み入れていった。

それは、女性たちの政治参画のみを要求する単一争点運動であった 婦選運動が、複数の争点を活動対象とする多争点運動へ変貌して行っ た事を示唆している。同時にそうした準戦時体制下の婦選運動の新し い取り組みは、保守的社会で唯一可能な、女性たちが取り組む政治の 新しい展望を拓くものとなっていた。

(2) 体制批判―反軍拡、反ファシズムと婦選

反軍拡の主張と婦選

満州事変勃発2ヶ月後、市川は婦選獲得同盟の機関誌『婦選』に「国際平和と婦選」²⁸を上梓し、いかなる形の戦争にも反対する「非戦の立場」から満州事変とその後の中国大陸での日本軍の膨張主義を厳しく批判した。そしてともかく中国大陸での戦争を早期に終息させることが肝要であり、そのためにこそ婦選が必要であると主張した。

女性は本来平和志向であると、市川は確信していた。子供を生み、

育てる性として女性は、わが子を戦場に送ることを決して望まないし、子供を生み、育てる場―生活領域―の破壊を決して好まない、と。そしてだからこそ、女性が婦選を手にし、政策決定に男性と同等に参画する事が出来て初めて戦争を回避する政策をとることができるのであると主張し、婦選を要求する根拠を、この平和志向の女性固有の特性に置いていた。²⁹

準戦時期市川の「非戦の立場」は、軍拡と軍ファシズムに対する一 貫した批判として表現されていた。

例えば1931年6月、前年4月のロンドン海軍軍縮条約調印後も軍備の拡大を模索し続ける陸軍のあり方を批判して『婦選』の「×と□の対話」で市川は、×と□に次のように語らせている。中国大陸での膨張主義と軍備拡大の立場をとる陸軍は、この一文の執筆された三カ月後の9月に、中国大陸のその出先機関、関東軍が独断で満州事変を起した。³⁰

×何にしたつてこの国家財政の困難な際 [陸軍は] 少しの整理も承諾をしない。政府がそれを主張し得ないなんてそんな方はありませんね。

□・・・どういふ意味が有るにせよ、もつと軍備の縮小を主張すべきですね。国民が強くこれを主張しなければ実現しないでせうね。

×その点に行くと私共婦人が参政権を得なければ実現しない。軍備の縮少を強く勇敢に言へるのは婦人ですからね。師団を半減してもいゝですね。

この「×と□の対話」に見られるように市川の反軍拡の主張は、深 刻な経済不況にもかかわらず膨張し続ける軍部予算批判を軸に展開さ れていた。そしてその批判は、軍部の軍拡予算の主張に抗いきれない 政府と、政府を支持し軍拡予算を阻止する立場にある政党に向けられ、

政府の弱腰と、目先の党利党略に拘泥する政党のありかたが、厳しく 問われていた。

1932年2月20日、三回目の男子普通(第18回総選挙)選挙が施行され、与党である政友会が圧勝した。同党はこの選挙で全議席の3分の2をゆうに超す301議席を獲得した。市川は、「議会否認、暴力××の風潮は、日に日に瀰漫するかの如く見える」と社会状況を指摘し、この議席をもってしたら、政府と政友会は、台頭する軍ファシズムに充分対抗できると次のように述べる。31

・・・政府さへ決意すれば、実行の不可能なる事は あり得ない筈である。この地位にあつて、選挙に於い て或はその在野時代に与えた公約の実行を回避するこ とは絶対に許されない。

ここで市川は、政府与党が議会で圧倒的多数を得たこの機会にこそ 議会政治を確固としたものにすべきと主張する。

尤も政友会の政策の中例へば対外硬の如きは、私共の賛成し得ざる所であるが、然し、此れも多数を得た政友会が其の政策として行ふならば、代議政治の下に於いては、已むを得ないことである。

然し巷間噂さるゝがごとく、政府は単なるロボット にて悉く×部の意見に引きづられ盲従するのであれば 私共はどこまでも承認し得ない。

三百名の多数を擁して、尚かくのごとき状態を持続するとせば政友会自身で、議会政治を否認するものといはれても弁解の余地はあるまい。

此の際政友会は内部の結束を固くし、その権力を取り戻すことに努力すべきである。それは一政友会の為のみならず、実に日本に於ける議会政治の存亡の為に

必要である。

市川は、女性たちは「刮目してその結果を待たんとするものである」 と述べ、女性たちの監視があると、政党の注意を喚起する。

反ファシズムと婦選

実際、準戦時体制の社会で市川が最も危惧した事は、軍ファシズムの台頭にあった。市川は同時代の全体主義を推進する二つの勢力があることを指摘する。一つは「軍部殊に陸軍の佐官階級」が「中々強い」と指摘する。そしていま一つが「民間にいくつかの〔全体主義的〕団体があり、この二つが相連絡しておこなっているらしい」と分析する。そして、「最近特にめだつてきたのには大日本生産党と日本国民社会党のふたつです」と述べる。32

しかし現実には、最初の軍部による「白色」テロが、陸軍の中堅ではなく急進派の海軍将校を中心に引き起こされた。昭和7年5月15日、海軍中尉古賀清志、三上卓ら軍部急進派がクーデターを起こし、首相官邸で首相の犬養毅を射殺した。いわゆる5・15事件である。以後日本社会は暴力の跋扈する全体主義の坂道を転がり落ちていく。

犬養は、当時にあって婦選を支持する数少ない男性政治家のひとりであった。市川ら婦選獲得同盟の女性たちは事件三カ月前、首相官邸の応接室で犬養首相と面会し、「公民権は完全が当然、参政権はそのあとになろう、結社権も反対の理由なし、できるだけ希望にそうよう党と相談」するという言質を犬養から得ていた。33戦前日本の婦選運動にとってこの犬養の死は大きな喪失であった。市川は直ちに『婦選』の「主張」欄に「犬養首相を悼む」を掲載し次のように述べる。34

・・・犬養氏は議会政治に不満を持つた帝国軍人の一団のために、白昼、首相官邸に於て射殺されたのであつた。・・・

暴力はすべての場合否定されるべきであるが、特に 政治的意見の対立を直接行動によつて解決せんとする は、最も排撃されなければならない。

・・・暴力肯定の思想が瀰漫し勢いのおもむく所遂 に首相の暗殺となつてあらはれた事、並にこの事件に よつて惹起された人心の動揺社会不安を考へる時、私 共は日本現下の国状に対して、深慮に堪えないものが ある。

当局としては、犯人を厳罰ことに處断すると同時に、 将来に対し、その再発を防ぐ為の対策を講ずべきであ る。

市川はまた同じ「主張」欄の「斎藤新内閣に望む」で、党首を失った政友会が、党内の派閥抗争に明け暮れ、自らの政党から首相を選出する事に失敗した事を、厳しく批判した。議会で絶対的多数を占めている今だからこそ政友会は、代議制を確立出来る絶好の立場にある。にもかかわらず、その立場を簡単に放棄してしまったと次のように批判した。

・・・三百余名の絶対多数を擁しながら、政友会は 単独内閣の主張を弊履の如くすて、、斎藤内閣に割り 込み、民生党亦それに従つた。

形からいへば、挙国一致内閣、協力内閣といへやうが本質からいへば純然たる超然内閣である。・・・氏が議会否認論者ではない点、幾分の安心をみいだした。

・・・私共は国民として、同時に婦人として、現在 に於いては、尚代議政治を以て適当だと考へるもので ある。

従つて・・・出来るだけ早く、憲政の常道が確立さ

れんことを望んでいるものである。

ここで市川が政友会、民政党の腰砕け状況を厳しく批判するように、この斎藤実内閣の組閣は、戦前日本の政党政治の角番であった。斎藤内閣の成立をもって、議会で多数を占めた政党の党首が首相となり、内閣を組織する政党内閣時代は終焉を遂げた。

しかし市川は、準戦時期一貫して軍ファシズムに対抗する勢力として代議制の確立を主張し続けていた。婦選はまさに代議制に基づくものであり、一人の独裁的支配者によるファシズムは、そうした政治を真っ向から否定するものに他ならなかったからである。

市川は、ファシズムが、徹底した反女性的趨勢を内在している事を 熟知していた。しかし時代は軍部を直接批判することが困難な時代で あった。そのため直裁に政府や政党を批判しつづけていた市川の論考 のなかでも、軍ファシズムを直接批判するものは際立って少ない。以 下の一文は、1932年2月、満州事変勃発5ヶ月後、5・15事件3カ月 前、第二回男子普通選挙後、選挙革正に貢献した女性たちの働きを敷 衍した一文に、書かれたものである。35

> ・・・現在の政治を革正する事は、満州事変を契機 として台頭しかけたファッシズムを克服する所以であ ると考へるのである。

> ファッシズムは、民主主義に反対する反動的な少数 者の独裁政府を主張する思想であるが故に、それは当 然議会を否認するものであり、婦人参政権に反するも のである。

準戦時体制下の言論統制とテロリズムの軌跡

準戦時体制社会のひとつの特色は、国民を「国家権力」の意のまま に動かせる社会のしくみを創ることにあった。物理的にそれは、異議

を申し立てる者を排除し、異論を唱えられない社会を構築することに あった。

異論を認めない社会の趨勢が、一方で政府・警察権力の言論統制、 他方で右翼や軍部による異端者への暴力―テロ活動を通して形成され ていった。実際準戦時体制期、右翼、軍によるテロリズムと警察の思 想弾圧に射すくめられた世論は、一切の体制批判を差し控えるように なった。

天才作家芥川龍之介は、そうした不穏な社会の到来をいち早く察知した一人であった。芥川が「ぼんやりとした不安」と言う言葉を残して服毒自殺したのは、1927年7月であった。芥川の「ぼんやりとした不安」は死後2年もたたないうちに、現実のものとなっていった。

1929年3月、最高刑に死刑を入れた改正治安維持法案に対し議会で唯一人り反対討論をする予定だった山本宣治が、議会で法案が強行採決された当夜、右翼に刺殺された。翌4月、政府は、大量の共産党員を一斉逮捕し、同党に壊滅的な打撃を与えた(4・16事件)。同年11月、軍の中国政策とは異なるいま一つの中国政策一中国との「友好」政策を模索した幣原外交に貢献した駐華公師佐分利貞夫が、箱根のホテルで不可解な死を遂げた。12月、改正治安維持法が議会を通過した事を受けて、憲兵司令部は、思想対策強化のため思想研究班を編成した。翌1930年11月には、浜口雄幸首相が海軍軍縮に反対する右翼に東京駅ホームで狙撃され重傷を負った。

1929年から30年に至るこうした一連の事件は、満州事変後の準戦時体制下で軍ファシズムとそれを支える警察権力が跋扈する助走であった。

満州事変の翌1932年2月、井上準之助元蔵相が血友団員に殺害され、 さらに5月には海軍将校による5・15事件が起こり首相の犬養毅が殺 害された。6月「特高」として悪名高い警視庁特別高等警察部が設置さ れた。

翌1933年2月にはプロレタリア作家として、また『蟹工船』の作者として高名な小林多喜二が、築地署のその「特高」によって虐殺された。享年29歳であった。特高の暴行のすさまじさを示す全身火ぶくれした死体の写真が戦後発表された。

同年3月、内田外相が日本の満州権益を認めない国際聯盟を脱退する事を通告した。4月には、鳩山一郎文相が、京都帝国大学教授滝川幸辰の『刑法読本』を共産主義的と批判し、滝川の辞職を勧告し、休職を発令した。同本の、妻の不義密通のみを刑法上の対象とし、夫のそれを対象外とする現行刑法の不備を指適した部分が共産主義的とされてのことであった。6月、左翼運動の二人の指導者、佐野学と鍋山貞観が、獄中で転向声明を発表した

最終的にこうした動きは、日中全面戦争勃発の前年の1936年2月、 陸軍皇軍派将校による2・26事件につながっていった。同事件で蔵相 高橋是清、内大臣斎藤実、教育総監渡辺錠太郎が殺害された。

『婦選』―発禁処分・厳重注意と改題と

軍と警察権力による思想統制が厳しさを増す社会情勢の下でも市川は、果敢に反軍拡・反ファシズムの主張を『婦選』で展開していた。 そのため『婦選』は、発禁処分を受けたり、警察への呼び出しを数回 受け、厳重注意された。

1932年4月の『婦選』「編輯室より」に金子しげりの以下のような記述がある。³⁶

三月号は×と□の対話中に在る通り、発禁になりました。然し定期購読者の方々には已に発送ずみの後でしたので大してご迷惑はかけませんでした。悪かったのは、×と□の対話中の、十七、十九、二十一で、そ

の三頁を削除すればよい事になったのです。新聞でみたといつてお見舞を下さつた方もありましたからご心配いたゞいたかもしれませんが、右の次第ですから何卒ご安心下さい。(かねこ)

同号の×と□を見てみよう。37

×満洲の新国家の内情はどうなんですか。

□さあそれは、ここではお話する事を遠慮しませう。 実は三月の本欄で、お話した事が当局の忌諱に触れ て、発売禁止になったのですから。

×実は禁止になつた事を新聞で見たので、何度も読み返してみたのですが、悪いと思はれる事はどこにもないので不思議の思つていたのですが、この欄がいけなかつたんですか。

□警察や検事局から、新聞紙や雑誌に掲載してはいけないといふ通知が此頃よく来るのです。その禁止事項は承知していた積りでしたが、やはりあの程度でも抵触したのです。

. . .

□だから、事実有る事で、新聞雑誌に出ていない事が 沢山ある事を承知していてください。この事について は、余り禁止が多すぎて反つて流言が行はれるのだと 大分問題になつて来てはいます。

次に三月号の問題となった「×と□の対話」から、金子がいう十七、 十九、二十一頁の三ヵ所を見てみよう。³⁸

第一カ所目は、満州事変後の政局が安定するかというコラムで、高 橋蔵相が、現内閣の「行き方に反対で大分不満を持つている」と云う 箇所の不満の内容が問題にされた。

それは満蒙並に上海に對する政策に對してです。満 洲の方は大體片付いたやうですが、然しその後始末に 随分金がいるでせう。上海の方も増兵また増兵で拡大 される。したがつて軍事費がかさんで、ただでさへ困 難な経済が破産するといふらしのです

. . .

□或る確かな筋から聞いたところによると、犬養氏も 反対らしいのですが、どうにもならないで、引ずられ ているといふ譯ですね

×やはり軍部にですね

二カ所目は、「昭和6年12月××日(17日)の××××××事件 [錦旗革命事件]といふのは軍部だつたのですね」と云う箇所で、友人 のところに米国人からニューヨークトリビューンの切り抜きが贈られ てきて、それによると、「×××大臣、××××大臣、×××大臣の 写真を入れてとても詳細にかいてありましたよ」と、記されている。

三カ所目は、満蒙問題上海事件の将来という欄で、米国の出淵大使が、「日本人が上海で無辜の女性や子供を×したといふ悪宣傅をして困ると言っている」という記事が新聞に出ていたのを受け、新聞には本当のことが載っていないという不満を語っている部分である。

さらに事務局日記によると、1933年6月8日「金子しげり、警察庁検閲課へ6月号の記事の事で出頭。注意を受ける」と記されている。39また同年10月12日、市川が警視庁より呼び出しあり出頭した。10月号の「政界の近況」でお叱言をうけたとある。40この10月12日の警視庁への呼び出しに関しては、翌11月号の「本部の日誌より」の10月12日(水)の欄に、「警視庁から婦選編集者お呼び出し。十月号の政界で又一寸お小言を頂く。」とあり、さらに同じ号の「編輯手帖」でおそらく市川が書いたものと思われる以下の一文がある。41

本号の日誌欄にも見えるやうに、前号は一寸当局の 注意を受けました。何分にも掲載禁止が多いので、一 寸の不注意で、禁止事項に少々ふれていたといふ訳で す。如何に本誌が許される範囲までギリギリ内容を盛 つているかに多分気づいて下さると思ひます。早く言 論の自由の行はれる日が来てほしいものですね。

一方で婦選獲得同盟の機関誌『婦選』もまた男女同一・同等の権利を表徴する『婦選』の表題を変えることを余儀なくされた。その結果『婦選』は1936年1月号から『女性展望』として発行されることとなった。

しかし市川たち獲得同盟は、その改題が機関誌から一般誌への脱皮であると主張した。前年末の『婦選』最終号に「『女性展望』発刊に就いて」が掲載され、『婦選』の『女性展望』への改題は、長年の宿題を達成するためのものであり、今般の情勢が「一団体の機関誌たる『婦選』の旧衣を脱して『女性展望』の新面目の下に全女性の解放戦線に縦横疾駆するに立ち到らしめた」と記されている。さらに同号「編輯後記」には、「九カ年の歴史を顧みると『婦選』に別れる事には感慨もありますが、宿望の成長だけに明るい明るい気持ちで、この名に於ける最終号を編輯しました」とある。42

改題一カ月後の2月26日、陸軍の皇軍派青年将校たちによる2・26 事件が勃発した。同クーデターは、無血で終息したが、この事件をきっかけに陸軍主導の軍ファシズムの勢いは増し、翌昭和12年7月7日、日本は中国との全面戦争に突入した。

市川たち婦選の女性たちにとって、準戦時体制下の社会状況がどのように厳しくなろうとも婦選の二字を放棄する事は、運動の灯を消す事を意味していた。何としても運動の中に「婦選」を残す必要があった。その結果、彼女たちは、従来婦選獲得同盟の「会報」として発行

していたものに『婦選』と云う名前を残し、発行回数も増やすことに した。⁴³

(3) 婦選の体制的価値へのすり合わせ―生活者の視座の導入

浜口内閣の経済政策と女性たちへの協力の要請─生活刷新と家庭経 済の緊縮

1929年7月2日、民政党の浜口雄幸を首相とする内閣が組閣され、 大蔵大臣に井上準之助、内務大臣に安達謙造、外務大臣に幣原喜重郎 が任命された。同日、田中義一内閣は、前年6月に関東軍が起こした張 作霖爆殺事件の陸軍首脳の責任者処罰に失敗し、天皇の叱責を受け総 辞職を余儀なくされていた。

対中国強硬政策を主とする軍部とは異なる、対中国協調政策(第二次幣原外交)を掲げた浜口新内閣の成立は、跋扈し続ける軍部に対抗した憲政の可能性を示す一脈の光を表徴していた。市川は、この浜口新内閣の組閣に際し、次のように記している。44

満身瘡痍、国民の信望を失ひ盡して只管その最後をまたれていた田中内閣は遂に不戦条約、満洲事件によって倒れ、憲政の常道は政権を第二党たる民政党に移らしめた。

新内閣の首相浜口氏は、かつて蔵相たりし日に、財政の緊縮を断行して、台所を世界とする婦人達に記憶を残した。今や氏は新内閣の方針を一途緊縮に定めるやに見える。

市川の予測通り、浜口新内閣は、組閣一カ月後に当初予算を9100万円削減する緊縮実行予算を発表した。しかし組閣3カ月後に起った、ニ

ューヨークに端を発する世界大恐慌は、慢性的農業不況にあった昭和 初頭の日本経済にさらなる打撃を与えた。深刻な経済不況を乗り切る ため井上蔵相は、緊縮財政に加えて金解禁、非募債を軸とするいわゆ る井上緊縮財政政策を展開していった。その過程で、日本史上初めて 政府が、生活者としての女性たちに生活刷新、家庭経済の緊縮を呼び かけた。

9月12日、市川をはじめ300人を超す東京在住の女性指導者たちが首相官邸に集められ、浜口首相、井上蔵相、安達内相から政府の緊縮財政、金解禁政策に対する協力を依頼された。同会合は、東京聯合婦人会が加盟団体を招き、「この際婦人は何をすべきか」を直接政府から聴取するために企画したものであった。45

さらに、9月21日、大阪に本部を置く全関西婦人聯合会が、日本婦人経済大会を開催し、同大会で安達内相が政府の緊縮経済政策への女性たちの協力を依頼した。市川はこの大会に参加し「婦人参政権に関する決議」を提案したが、否決された。46

浜口内閣の政治革正政策と女性公民権

一方で浜口内閣は、男子普通選挙が達成された直後の未熟な市民社 会の政治的混乱の中で、議会制民主主義を確立するために選挙と政治 の浄化を喫緊の政治課題としていた。

そのため1929年末、同内閣の内務大臣安達謙造は、選挙革正調査会を設置した。翌1930年2月20日には、第17回総選挙(2回目の男子普通選挙)が予定されていたが、前々年の1928年2月20日に実施された初めての男子普通選挙では、多数の棄権者と凄まじい選挙買収が行われ、それ等は深刻な社会問題となっていた。

さらに同年8月には北海道鉄道、東大阪電気の疑獄事件や売勲事件、 山梨半造事件等が相次いで暴露された。政府の要人を複数含む政界の

疑獄事件は、金のかかる選挙の必然的結果でもあり、選挙と政界の廓 清を望む世論が沸騰した。

安達内相の選挙革正調査会の設置は、そうした世論に対応するものであった。そのため安達内相の依頼した調査項目の中には、従来無産政党が主張していた党費公開、あるいは、憲政の神様とうたわれた尾崎行雄の主張する、選挙公営の考えが含まれていた。と同時に、調査項目の最後には、安達内相自らが書きいれた、婦人参政権が加えられ、「先ず公民権より」と書かれていた。47

婦選の新しい主張─生活者の視座の導入

市川は、浜口内閣が抱えていたこうした二つの政治課題を巧みにとらえ、それらを婦選の必要性に連結し、「生活刷新・家庭経済の緊縮」と「政治革正」の担い手としての女性たちの社会役割を婦選要求の新しい根拠に据えて行った。そして政府が女性たちにその政策への協力を要請するなら、女性たちの社会的活動を有効にするために、先ず政府が女性公民権を与えるべきであると、次のように主張した。48

現内閣の教化総動員と公私経済緊縮運動とは予定の 如く全国に亘つて着々と行はれつつあり、そのプログ ラムの一つに明記せられたる婦人へ呼びかけも亦全国 的に行はれつつある。

我等は現内閣が成立せる瞬間より政府は速やかに婦人に政治的自治を与へよと論じ、特に消費節約の運動に婦人を参加せしむる為には、先ず婦人公民権を実施すべきが順序成ることを屡々説き来つた。

政府にしても、真に婦人を認め、婦人の力によらふ と思ふなら、 その・・・実行方法などもに今一段の 考慮があるべき筈ではなからふか 実際、市川にとって男女同一・同等の政治的権利として婦選を要求することが困難になった保守的な時代に、社会が女性たちの社会的協力を必要としたことは、新しい文脈から婦選を要求する絶好の機会となった。市川は、女性たちが要請される固有の社会的協力を、生活者として女性たちが持つ社会的役割から派生するものとして位置付けて行った。そして政治に生活者の視座を導入する事が必要であり、そのためにこそ婦選が必要であると立論した。

市川は言う、「よき政治とは、国民の各家庭の台所にある米櫃の中に 食べるだけの米がいつでも満たされているやうにすることである。」「こ の意味から、米櫃の番人であり、家庭の主婦である婦人を除外し て・・・いゝ政治が実現出来る筈がない」と。49

本来政治は、国民の生活の安寧を護るためにある。生活者としての女性たちこそが、生活にかかわるさまざまな問題に精通した者たちであり、女性たちの知恵と能力を除外して政治は機能しないのだ。こうした市川の主張は、男性とは異なる女性固有の特性を浮き彫りにした。市川は、生活者としての女性に固有の特性を保守的社会が女性たちへ要請する社会的任務と連結させることで女性たちの社会的有為性を説き、それを婦選要求の根拠としていった。そして「生活刷新・家庭経済の緊縮」を呼びかける浜口内閣の女性たちへの協力依頼を達成するためには、女性たちが、少なくとも自治体で充分な社会的活動に従事できるよう公民権が与えられるべきであると主張した。

市川は又浜口内閣が女性たちへ要請するいまひとつの政策課題である「政治革正」への協力依頼も、生活者として女性たちが持つ特性に合致するものであると主張した。生活者としての女性たちは、家庭(私的領域)の担い手として、社会的活動(「政治的なるもの」)の汚濁にまみれていない。彼女たちはなべて純真な価値の持ち主であり、女性たちを政治に組み入れて初めて選挙と政治の浄化が可能である、と。

市川は、その政治革正に対する女性たちの役割を次のように述べて いる。⁵⁰

現在の選挙界の腐敗、政党の不信は、蔽う事のできない天下周知の事実である。

これが革正の方法については、各方面で研究されているが、その最も手近な方法は婦人に参政権を与へる事であると私共は考へている。・・・婦人は概して正直であり、公平であり、小心であるといふ事が出来やう。それに従来の選挙界の弊風になずんでいない、全くの新分子である。さうした新分子を男子と同数だけ増す事は一方に於いては買収を困難ならしめるであらう、一方に於いては結果の上に新傾向を望み得ると信ずる。

尚、婦人は党派心が薄い。政策の如何、政府の施政 の結果によつて自由に選ぶ習癖を持つている。然もそ の政策も、生活に即した政策を喜ぶ傾向がある。

婦選の体制的価値へのすり合わせが意味する事

生活者としての女性たちの社会的有為性を主張し、それを婦選の根拠に置く準戦時期市川が展開した婦選の論理は、保守的社会で唯一認められていた女性たちの社会的役割と価値に沿った形で婦選の主張を組み替える事を意味していた。それは、民主的社会のあるべき姿としての婦選の要求から、市川が批判し続けた全体主義的社会の価値へ婦選の要求をすり合わせることに他ならなかった。その意味で、その婦選の論理の組み替えは、軍事的危機の増大するなかで、「婦選」活動が全体主義体制へ組み入れられていくひとつの契機となった。しかし同時に生活者として政治にかかわっていく準戦時期の女性たちの政治へ

の取り組みは、女性と政治の特殊日本的展望を拓いていった。

後述するがこの時期市川たち婦選の女性がとりあげた市民的争点は、婦選運動が概念的運動であったのに対し、女性たちの実生活に密着したものであった。そのため、彼女たちの関心を誘引し全国的に多数の女性たちを巻き込み、婦選運動を「大衆化」することに成功した。婦選だけに焦点をあてた単一争点運動としての婦選運動が達成することのできなかった、市川が当初「予期しなかった」効果であった。

さらに、準戦時体制下の社会で、生活を取り巻く争点を婦選運動に 組み入れたことは、戦時体制下に市川をはじめ婦選運動家たちが国策 委員として働く、その活動の種類と内容を規定するものとなった。実 際市川をはじめ婦選の女性たちが就任した国策委員は、主として政府 の生活関連の国策の立案と実施に関するものであった。彼女たちは戦 時体制が長期化し女性と子供を取り巻く生活環境が劣悪なものとなっ た戦時下で、最低限の生活環境を護りぬくためのさまざまな提案を行っていた。

こうした文脈から15年戦争期の婦選活動を読み解くと、戦時期の国策委員歴任が、即、戦争に勝利するための「銃後の護り」としての戦争協力活動に直結するものとして批判することは、必ずしも正鵠を射ていると言えないことが分かる。実際市川は、戦時下劣悪な状況に置かれた女性と子供たちの生活を護るため、女性たちの意志が反映させるべきと繰り返し主張していた。

いったい市川は、生活者としての女性たちの社会的有為性を根拠に 準戦時期の婦選活動に、どのような新領域を切り拓いていったのだろ うか。そしてその準戦時期の活動はどのような軌跡を描いて戦時期の 活動へとつながっていったのだろうか。あるいは、両時期の市川の活 動に脈絡はなかったのだろうか。以下、準戦時下の市川の婦選の主張 がどのような婦選活動に体現されていたかを検証しよう。

Ⅱ 反体制の婦選活動

(1) 全日本婦選大会と平和の希求

全日本婦選大会と反軍拡、反ファシズム決議

先に見たように市川の体制批判―反軍拡、反ファシズムの主張は、 主として婦選獲得同盟の機関誌『婦選』を通して展開されていた。し かし同時に市川は、その主張を婦選運動全体の活動に盛り込む事を意 図していた。その意図は全日本婦選大会の立ち上げと、同大会での反 軍拡・反ファシズム決議に結実した。

1930年4月、会期中の第58議会へ向けて婦選獲得同盟の呼びかけで、 無産女性組織を含む全国的規模の婦選を主張する女性組織が集まり、 初めての全日本婦選大会が挙行された。すでに1928年12月開院の第 56議会以降、女性公民権を支持する議員が衆議院で過半数を占めてい た。女性たちへの公民権付与が真近な中で、何としても婦選の要求が 階層や地域を問わない全女性の強い要求であることを示す必要があっ た。

第一回全日本婦選大会の開催は、第58議会の貴衆両院で女性結社権 と公民権案を通過させるため左右両翼の女性たちが大同団結したもの であった。以後全日本婦選大会は、2・26事件で戒厳令が敷かれ、事 実上大会を開く事の出来なかった1936年を除いて、日中全面戦争の起 った1937年の第7回大会まで、毎年議会の会期中に開催された。

全日本婦選大会の特色のひとつは、同大会で婦選の女性たちが初めて現行の政治のあり方に、真っ向からの意義申し立てをした点にあった。満洲事変から盧溝橋事変にかけての同大会が開催された時代は、戦時期に向かっての翼賛体制づくりが急ピッチで進められた時代であった。如何なる形でもお上への意義申し立ては取り締まりの対象にな

った時代に、左右両翼の女性組織が一堂に会し、戦時下に向かう社会 の矛盾を討議し、決議文を政府に手交した。

第三回全日本婦選大会とファッショ反対決議

全日本婦選大会のそうした傾向は、第三回大会から顕現した。1932年5月、会期中の第62臨時議会に対する婦選の女性たちの示威活動として、第三回全日本婦選大会が挙行された。この大会では四つの議題が用意されていた、第一は、「婦人参政権即時獲得の方法は如何に」、第二は、「婦人の政治教育の具体的方法如何に」である。そして第三が「時局諸問題の解決と婦人参政権の関係如何」で最後が、「婦人参政権獲得後における行使方法如何に」である。

女性参政権獲得の方法、そのための女性たちに対する政治教育、そして女性たちが参政権を得た後その権利をどのように使うかを討議する第一、第二、第四の議題は、第一回全日本婦選大会の時から審議されて来た議題であった。51

この大会ではじめて、現下の「時局諸問題」を解決するために、女性たちはどのように政治的行為を取るべきなのかがアジェンダに入れられた。前年9月の満州事変以来、中国大陸における日本軍の膨張主義に連動して、日本国内では軍ファシズムが跋扈しつつあった。5月28日に開催された大会の直前には、海軍将校による5・15事件が起こり、首相の犬養毅が射殺されていた。

この大会に寄せる期待を市川は次のように記している。52

今や国内には澎湃としてファッショ勢力台頭し、我 が国議会政治は危機に瀕している。

この時に当たり、尚政府は婦人問題に対して著しい 認識不足ぶりを示し、其の選挙法改正案中に、之を含 む事を忘れているし、与党政友会は過去に於ては、婦

選問題に対し、民政党よりは幾分積極的であつたとはいへ、303名の多数を以して、野党時代のこの公約を果たすべき気力だも示していない。・・・

われらは、婦選こそわが国議会政治を救ふものであることを信じ、其の即時実施の要求を以て、今議会に 迫らんとするものである。

大会では、婦選獲得同盟の加藤梅子が、第三議題のアジェンダ説明を行った。この議題のもとで無産女性組織とブルジョア女性組織の婦選意識の相違が浮き彫りにされた。「無産政党を支持しない限り世界の平和も明るい政府も望まれぬ」と主張を繰り返す無産女性組織に対して、婦選獲得同盟秋田支部の田畑は「我等は家事を司り子女を教育する立場にある家庭婦人として婦選を要求する」のだから、その想いを実現してくれる「誠意ある人格者に一票を入れるべきで無産有産の区別をつけるべきではない」と反論した。

しかし第三議題の討議をとおして、ファッショ反対、憲政擁護の想いの共通であることが確認され、最終的に第三議題に関する決議案 「我々は婦人の立場より目下台頭しつゝ有るファッシズムに対し断固と して反対す」が全会一致で採択された。53

市川はこれを高く評価した。54

ファッシズムに対する反対決議は、婦人団体が時局問題に対しての深い関心を証するものとして注目に値するのみならず、澎湃として台頭しつ、あるファッシズムに対し敢然としてその意志を表明せる点に於いて特筆大書すべきである。

婦人が直接行動を肯定し独裁専制を主張する、所謂 ファッシズムに反対するのは、其の女性としての本質 からみて当然の事である。

第四回全日本婦選大会と国家予算の検討

さらに1933年2月に開催された第四回全日本婦選大会では、議題のひとつに具体的な「現下時局諸問題」である昭和8年度予算の検討を掲げた。軍拡を主張する軍部に抗いきれない政府の下で、予算案は年々膨張し続け、1931年度予算の赤字は6千8百万だったのに対し、1932年度の赤字は一挙に1億5千万円に増大していた。それに満州事変費をいれると、1932年度赤字は実に5億円以上に達していた。これらの赤字はすべて公債—「借金経済」によってまかなわれていた。55

市川は「第四回大会が予算の検討を取り上げんとしている事は、特に注目すべきことである。単に大会としてのみでなく、日本の婦選運動に於ては、否婦人のどの方面の運動に於いてもこうした問題が婦人の会合に於いて論ぜられた事はかつてない事で、正に特筆大書に価すべきことである」と述べる。さらに同所で市川は婦選運動が、国の予算問題をとり上げた意味を以下のように分析する。56

婦選運動は、今迄政治に婦人の意志を反映せしめん が為に此の権利の獲得に努力を払つて来た。然し現在 の政治そのものに対しての具体的な意思表示はしなか つたといふよりもむしろ避けて来た傾向があつ た。・・・

予算は一国の政治の根幹である。政治問題も外交問題も経済問題も思想問題もすべて此の中にもられているといふ事ができる。

したがつて之に対する婦人の意思表示は現下の日本 の政治の全ての方面に対しての批判検討となるのであ る。・・・

実際、第三議題の「昭和8年度国家予算の検討」は、大会当日のハイライトとなった。

市川が1933年度予算の説明をした後を受けて、婦選獲得同盟秋田支 部の田畑が、秋田弁で次のように述べた。57

私は、軍事費が多い。税金を取られるのもやむを得ないとしても、命にかけた大切な我子がもしや、といふことを考へると、何としても忍べないものがあります。

この率直な母としての心情吐露に会場から「嵐のような拍手」が湧き起った。社会大衆党の岩内は、「過去の歴史を考へてみても戦争をやつて国民が楽になつたゝめしがない。満州は日本の生命線だと空宣伝されながら、未だ一銭の得もしていない」と述べ、軍事費反対の意思表示を行おうとした。然しこの時、陪席の官憲から発言の中止命令がかかった。

その中止命令に対し会場から「横暴、横暴」の叫び声が湧きあがる 中、主催団体のひとつの社会大衆婦人同盟の赤松常子が割って入り、 「只今の例をみても分る様に、我々は真に言はんとする事を言ふ事すら できない現状だ」と反対意見を述べた。

さらに騒然とする会場から突然堺真柄が立ちあがり、決議案を起草する事を希望した。堺の父親堺利彦は、日露戦争以来一貫して戦争に 反対する立場を貫いた社会主義者であった。満州事変当時死の床にあった堺は、自らの政党であった全国労農大衆党に烈々とした反戦メッセージを送り、同党が、好戦派と反戦派に分離するきっかけとなった。 真柄の提案はその父の遺志を引き継いだものであった。

この真柄の提案の後で突然、日本基督教婦人参政権協会の久布白落 美が起ちあがり「非常時の際八億に近い軍事予算は誠に、誠に遺憾で ある。然しながら我等はこの国家と云ふ船を・・・」と話し始め、真 柄が「そこから後は余計です」と話しを中断させる一幕があった。58

日本婦人参政権協会の逸脱

満洲事変後の軍ファシズムが台頭する中で、キリスト教もまた反動化の波を受けていた。この大会で、日本キリスト教婦人嬌風会の婦選団体であった日本婦人参政権協会が、戦争反対の立場を明確にする事を拒否した。同団体は婦選運動の当初からの主要なメンバであり、その長である久布白落美は、婦選獲得同盟の趣意書の起想者でもあった。しかし彼女は、満州事変後の昭和7年中国大陸を視察旅行して以来、「ファッシズムを謳歌」し、婦選の女性たちの間で物議を醸していた。59

第三議題の説明を担当した市川はこの間の事情を次のように述べて 60

予算の検討に対しては、問題の性質上、議題の委員会に於いて、多少の用意と研究が行はれ、これに対する決議についても主催団体の間で予め打合せを行ひ、 軍備拡張及戦争反対・・・消費税の増額に対する反対と同時にその撤廃乃至は軽便の要求、婦人並に子供に対する施設の要求の四項目を挙げる予定であった。

所が大会の直前に於て主催団体の一つである参政権協会から、この議案の撤回の要求があり、さらに軍備縮小乃至戦争反対の意思表示を拒んで来た。

この意外な要求に会つて、私共はすくながらず困惑 しこれが善後策のために苦慮せしめれれた。・・・

平和を目的とする基督教団体のかくの如き態度に対しては他日論評するであろうが、とにかくこのために、第三議題に対する決議は、軍備縮小の点だけに限る事となり、然も極めて間接的な表示方法をとるのに已むを得ない仕儀にたち居たつたのであつた。之は私共としては、甚だ遺憾であつたが、然し万場一致で可決さ

れ、兎にも角にも平和要求に対する婦人の意志を表示 する事が出来たのは、先づ幸いであつたといふべきで あらう。

第五回全日本婦選大会に対する当局の指導─「反戦に関する決議は まかりならぬ |

全日本婦選大会は、回を追うごとにより時局性の高い具体的な社会 問題を議題に挙げていった。

昭和9年2月、会期中の第65議会に向けて、第5回全日本婦選大会が開催された。同大会では、「婦人の立場より見たる国家経済について」が議題に挙げられた。議題に対する説明が加えられ、「消費経済を掌る婦人の目を国家予算の上に、其の他の経済問題に向けるならば、そこにも亦幾多の問題が横たわつていやう」と、消費経済の担い手として女性たちが位置づけられるとともに、国家の経済全般にわたる女性たちの憂慮と関心が提起された。

さらに「国際平和の実現に対し最も有効なる婦人の協力如何に」が 議題にあげられ、「平和的手段による国際的解決は、世界各国の望む処、 この問題に婦人も亦国家の半身として協力すべきではないか。その方 策手段は? | と付け加えられた。

同大会では最終的に13項の決議文が採択されたが、そのうち以下の 5項目が、先の二つの議題から提起されていた。⁶¹

- 一、国家経済を無視せる膨大な軍事費反対
- 一、戦争挑発の怖れある出版物取り締まりの要求
- 一、戦争反対平和愛好の思想を国民の間に普及する事
- 一、国際平和実現のため各国婦人との提携の途を講ずる 事
- 一、軍縮会議促進の希望を議長ヘンダーソン氏に送る

事。

同大会では、当局から事前に「反戦に関する決議はまかりならぬ」 旨の指令を受けていた。

議長を務めた金子しげりは、13の決議文を一気に読み上げると、間髪をいれず「先程から当局より反戦にかんする決議はまかりならぬ旨御達しがありましたが、只今の決議朗読に格別のご注意も中止もなかつた故差支えないものと認めます」と述べた。そしてさらに「万一後日に於いて只今の決議に変化の生じた場合は、一にそれは当局の御指図によるものであつて何等本大会の意思に基づくものでないことを申し上げておきたいと思ひます」と述べる。

第六回全日本婦選大会―弱まる当局批判

1935年2月17日、会期中の第67議会に向けて第六回全日本婦選大会が、神宮外苑の日本青年館で開催された。この年の冒頭政府は、国家非常時宣言をし、当局の思想統制は厳しさを増した。大会開催の翌日には貴族院本会議で在郷軍人議員の菊池武夫が美濃部達吉の天皇機関説が国体に違反すると糾弾した。この天皇機関説批判を受けて、この年は所謂国体明徴運動が高揚し、政府は2度に亘り国体明徴宣言を出し、第二次宣言で天皇機関説は国体に反すると断定した。

こうした社会状況を背景に第六回大会は、もはや先の第三回から第 五回大会に顕在した軍拡、反ファシズムに対する直接的な批判は決議 文からは姿を消した。

同大会では、第一議題に「非常時は果たして婦選を要求せざるか」 と第二議題に「今議会に婦人は何を求むる可」が掲げられたにすぎな かった。

しかし大会当日の討議の場では、フロアから草の根の厳しい意見が 出されていた。例えば第一議題に関して、社会大衆党の平岡初枝は、

「非常時とはなんぞや、国際危機を中心の非常時とは国内社会情勢の危機を蔽う為の煙幕。実際の危機は国内大衆の窮乏であり、これこそ国家非常時の姿」と述べた。そして、そうした状況がもたらされたのは「男性政治に偏する」ためであり、故に「婦選実施を急ぐ」べきと高唱した。参政権同盟の勝泉信子は、女性の「政治参与の権利は、男女が同様に生きる権利働く権利として生まれながらに持っている権利」であり「婦選はこれ当然の我等の要求」と婦選本来の主張を展開した。⁶²

さらに第二議題の討論では、平岡初枝が、昭和十年度国家予算を批判し「今度の厖大な所謂非常時予算をあつさり返上してもらいた。軍事予算の百分の一をさいて貧窮にあえぐ母子を救済する事は出来ぬか」と述べた。また婦選獲得同盟の藤田たきは、内田前外相の焦土外交には女性は「飽き足らない」者を感じていたが、広田弘毅外相の外交方針は大いに支持できると述べ、会場からの大きな拍手を得ていた。63

しかし同大会で採択された決議文はもはやそうしたフロアからの意見は一切反映しないものであった。同決議文は「1935年の所謂非常時に立つて、婦選獲得の急務を痛感する」ことであり「真に国家百年の計にして且非常時局下の最大急務」は、女性に参政権を付与する事であると述べるに留まっていた。64

第七回全日本婦選大会

1937年1月24日、一年ぶりの全日本婦選大会が、会期中の第70議会に対して開催された。前年には2・26事件が起り、戒厳令下の婦選大会は事実上不可能となり、かわりに婦選団体協議会を開催していた。「二年超しの鬱積された情熱をブチまけようと」会場は大変な熱気であった。会場は5百名の女性と百名の男性傍聴者で埋められていた。主催団体は例年通り、婦選獲得同盟、日本婦人参政権協会、婦人参政同盟、社会大衆婦人同盟の4団体であったが、後援団体は実に21団体にのぼ

っていた。

大会半年後の7月7日、中国大陸で盧溝橋事変がおこり、満州事変は日中全面戦争へと展開し、以後1945年8月の敗戦までの8年間日本は、戦時状況に置かれた。当時この第七回全日本婦選大会が最後の会になるとは、誰も予測していなかった。しかしこの大会は、2・26事件、盧溝橋事変へとつながる軍ファシズムの跋扈する社会で、国民の反戦の意志を間接的にしろ表明した、当時にあって唯一の試みであった。

大会では前回に倣って二つの議題が主催者側から提示されていた。第一議題は、「最近に於ける婦人の政治的運動の検討」であり、第二議題は「現時の情勢下に於ける婦選獲得の促進方法如何に」であった。 千本木道子が第一議題の説明を行い、近年女性の政治運動が、婦選に限られず多方面に亘っているが、果たしてそうした運動が、「その所期の効果を挙げたらうか、又婦人の意志を反映し得たか、単なるお手伝いに終わりはしなかったか」と問題提起した。

最初に市川が1935年度選挙粛正運動に就いての報告を行った。市川はまず、1934年に政府が選挙粛正を政策として以来、女性たちの同運動への参加が顕在化したが、昨年の選挙粛正運動の様子を見ていると、「大部分は半民半官の愛国婦人会、大日本聯合婦人会、国防婦人会など、お上の命令で動いたものが多かった」と指適した。しかし「自発的でないものも、やつている中に、政治の何者なるかを知り、知らず知らず婦選を要求する気持ちになつて行つた。」「自主的にやつたものは、これを婦人の政治教育に利用し、以て婦選獲得の一方法とした」と説明した。

市川の後を受けて金子しげりが、東京市会選挙で「醜類を出すな」と女性たちが「札付きの候補者」に「辞退勧告」を出し、彼らの再選を阻止したこと、また同活動を契機に組織された市政浄化聯盟が、清掃運動、増税反対、中央市場問題、結核予防運動、愛市運動等を展開

している事を報告した。さらにその後竹内茂が、昨年来の結核予防婦 人委員会の活動を説明し、それに久布白落美、吉岡弥生といわゆる婦 選運動の「御大」からの発言が続いた。⁶⁵

加藤勘十の飛び入り「祝辞 |

ここで大会の雰囲気を一気に盛り上げたのが、飛び入りで参加した加藤勘十の「祝辞」であった。加藤は前年の第四回男子普通選挙で日本労働組合全国評議会(全評)から出馬し、当選していた。劈頭彼は「今日の政治の現状に不満の有るものは権利の有無、男女の別を問わず、今日のこの大会に来るべきである!」と叫んだ。そして政府は非常時であり国防を充実させ、挙国一致をと要求するが、その下で「政治言論の自由が奪われ、軍部は圧石となつて我々の上にのしかかる。」「予算三十億の中、十四億九百万が軍事費」であるが「軍部はそれにふれることを許さない、果たして軍部のいふ事のみが正しいのか」と高唱した。

加藤の祝辞はまさに、「こゝに集まつた婦人達が、等しく言はんとして力足りず言ひ得なかつた」ものであった。⁶⁶

加藤の祝辞の後は一挙に増税問題、消費経済問題、市場問題などの生活を取り巻く問題が取り上げられた。最終的に、第一議題の審議の結果として、「我等は国内諸物価の高騰による大衆生活の極度の貧困に直面して、こゝに俸給並に賃金の引上げ断行を要求す」が、万場一致で決議された。67

第二議題の「現時の情勢下に於ける婦選獲得の促進方法如何に」は、 獲得同盟の武部りつが説明にあたった。第二議題の結論は、「結局、何 をするにして、参政権を得なければ徹底しないといふ所に落ち着く」。 「議会の権能が益々失はれつゝある」現状で、「婦選の必要はますます痛 感」せざるを得ない為、「国民の半数を占める女性が一票を得て国政並

びに自治政に参加することの絶対的必要である」旨の決議文を採択した。⁶⁸

(2) いまひとつの平和を求める婦選の活動

国際的な女性たちの連携の模索

準戦時体制下で市川たち婦選の女性が展開した、いまひとつの「非 戦」の主張と活動に、平和を求める各国の女性たちとの国際的連携の 模索がある。

この時期市川は、満州事変後の日本が軍の意向に押し切られ中国大陸で日本の勢力を拡大し続け、国際社会で孤立して行く状況を批判し続けていた。と同時にいずれの国でも国民の半数を占める女性たちが、戦争に反対する強い意志を表し、国を超えた女性たちの連携を強めていくことが、戦争を回避する唯一の途であると主張していた。

そうした市川の主張の背後にはどの国の女性も平和を望んでいるという確信があった。例えば先の「国際平和と婦選」の論考で市川は、交戦国、中国の女性たちであっても、彼女たちもまた「未来永劫日本との戦争を望んでいるわけではない」と指適し、平和を望む日中女性たちの連携は、女性たちの平和志向を軸に形成されると主張していた。69

実際準戦時期市川の平和を求める活動のひとつに、そうした信念に 裏打ちされた中国女性たちとの連携の模索があり、その連携の模索は 戦時下に入って、より本格的に続けられることになった。

市川はまた、中国大陸での日本の勢力拡大に伴って悪化し続けた日 米関係を背景に、日米女性たちの連携をも模索していた。具体的にそ の模索は、太平洋沿岸諸国の女性たちが一堂に会して、準戦時期に三 回に亘って開催した汎太平洋婦人会議を通して試みられていた。

こうした草の根女性たちの国際的連携の模索は、第5回全日本婦選大会の決議にも体現されていた。同大会で掲げられた議題「国際平和の実現に対し最も有効なる婦人の協力如何に」の討議の結果、当面女性たちが試みるべき事の一つとして、「国際平和実現のため各国婦人との提携の途を講ずる事」が決議文の中に明示されていた。⁷⁰

市川は、女性たちが「国民外交」を展開し「国際協調の実をあげ」ることが、緊張緩和につながり、かつ戦争への途を阻止する方法であると次のように述べる。⁷¹

日本政府は、国際聯盟を脱退して以後、国際的には 全く孤立の立場にたち、対米、対露関係は極めて緊張 したる事態の下に置かれている。

然し私共は、この政府の孤立政策に倣ふ必要はない。 否政府がさうであればある程、私共はむしろ所謂国民 外交によつて、国際協調の実をあげ、緊張したる国際 関係を緩和する必要があると考えるものである。

中国人女性たちとの連携の模索―先ず啓蒙から

準戦時体制下市川の国際的連携の模索は、先ず、中国人女性たちに向けられていた。市川をはじめ大半の婦選の女性たちは、中国大陸での生活の経験も無く、同地を旅行したこともなかった。そのため中国に関する情報に疎く、なによりも中国女性たちとのネットワーク構築のために必要な人材に関する情報も知人も持たなかった。

一方で満州事変後の世論は、政府の「支那膺懲」路線に鼓舞された「残虐で無知な支那人」イメージ一色で塗りつぶされていた。そうした中、市川たちは、中国と中国の女性たちに対する正確な情報の聴取をその連携の一歩として、獲得同盟の機関誌『婦選』を通して中国事情に関する啓蒙活動を展開した。

そのため市川は、満州事変後の『婦選』誌上にしばしば朝日新聞初の女性記者で、中国情報に通暁していた竹中繁を登用し、中国情報を語らせていた。竹中は、はやくも大正15年秋に、勤め先の朝日新聞から半年の休暇をもらい、かねてから関心のあった中国大陸を、北は黒龍江省のチチハルから南は広東まで中国大陸を縦断し、その間の主だった重要都市を見聞していた。竹中は満州事変直後には、中国と中国人女性たちを知る女性たちの会、一土会を立ち上げ、市川はその当初からの会員であった。

『婦選』誌上の竹中の中国情報

満州事変後の1931年10月から、同事変に関するリットン報告書を国際聯盟が受諾し、日本がそれを不服として国際聯盟から脱退し、事変が一応の終息をみた1933年3月までの一年半の間、竹中はほぼ毎号『婦選』に登場し、主として中国人女性に関する情報を提供していた。

まず昭和7年新年号に「今は亡き熊稀齢夫人を惜しむ」⁷²を掲載し中華民国の平民教育の創始者であり提唱者でもある熊稀齢を紹介した。翌2月号では時評欄で、孫文夫人であると同時に自らも革命家であった「宋慶齢女子の宣言」を紹介した。⁷³

さらに3月号の時評欄に「民国の昨今」⁷⁴を掲載し、民国の三つの党派―国民党、共産党、中国青年党を分析し、「外敵が圧迫すればする程、共産党の運動は伸び」ると指摘した。そして4月号から7月号にかけて『婦選』に支那ページ欄が設けられ、竹中は「認識不足を恥じよ」、⁷⁵「民国教育の過程」⁷⁶「民国女性の苦闘の途」⁷⁷「民国婦人の進出」⁷⁸を掲載した。

竹中は「認識不足を恥じよ」で、中国通と言われている日本人が、 中国人は「生活の安定さえ得ているならどこの国の人が来て国を治め ようと、そんな事は頓着しない」と言うのを聞いて、その時代錯誤の

中国人認識に不信感を禁じ得ないと述べる。そして自分が中国旅行で 出合った中国人が一様に「骨髄に徹した怨み」や「肺肝を衝いて出る、 不平等条約に対する怨嗟」を表していたことを指適する。⁷⁹

8,9月号では、旅行記「広東行き-民国の旅日記より」⁸⁰を2度に亘って掲載し、11月には「結ばれた純情」⁸¹を、12月には「甘海瀾氏のこと」⁸²を掲載した。翌昭和8年新年号には「中国の明日を荷なふ女性たち」⁸³が、2月号には「解放された民国の婦人」⁸⁴が掲載された。

「広東行き」で竹中は、租界地の日本人の家には「目標が特別」あり、それは「麻雀の音のする家」であると知ったことを記す。そして国民新政府が、麻雀、阿片吸引、蓄妾を禁じているにもかかわらず「先覚者を以て任ずる日本婦人が〔麻雀をして〕玩ぶのだろうか」と自問し、「日支相互の今日の疎隔は少なくとも彼らその土地に住んだ者が、心と心の交渉に努めなかったどころか認識すらしようとしなかった結果」であると批判する。85

中国女性からの連帯の呼びかけ

一方でこの時期中国女性からの連帯の提案もあった。1932年2月の『婦選』は「陳衡哲女史からの来信」を掲載した。ホノルルの汎太平洋調査会機関誌の主筆で婦選獲得同盟の維持会員でもあるエリザベス・グリーン女史から、北京在住のソフィア・チェン・ゼン〔陳衡哲〕夫人が中日関係を憂慮し、両国の女性の間で平和運動、提携を望んでいると言う事を聞いた同同盟の「某女史」〔市川のこと〕が私信を送り、それに対する返信を掲載したものである。86

・・・今度の不幸なる満洲事件が、一部野心家の陰 謀によつて起ったもので、然も両国の人士が漫然とし てよく考へませんので、日華両方の国民に彼比相敵視 せしめるのです・・・

・・・女史から日本の婦人方に御伝言願ひ度ひのです「吾東亜の婦人達は、この武力横行、公理滅亡の時代に於ひて、母たり、妻たりの資格を以て、一切の国界上及び政治上の障礙を等閑視して、道徳、経済、および政治の各方面に於いて同心協力的の奮闘によつて和平と人道最後の勝利を獲得するために、彼此聯合して起ちませう」この区々たる私の意は必ず女史及諸同志の御賛許を得ると思へます。

市川のそして陳の、日中両国の女性たちの連携の模索にもかかわらず、その連携の模索は準戦時期には『婦選』を通しての中国情報の啓蒙活動に留まっていた。しかし盧溝橋事変をきっかけに日中全面戦争が起こると、市川はその想いを一層強め、1940年初めての中国旅行を竹中繁と共に行う。そして帰国後市川は、日中草の根の民間人の交流を通してアジアに平和を構築する事を目指す、石原莞爾が主催する東亜聯盟へのコミッメントを深めていった。

アメリカ女性たちとの連携の模索―汎太平洋婦人会議

1928年8月、ハワイ、ホノルルで、太平洋沿岸諸国の女性たちによる初めての国際会議が開催された。ホノルルに本部を置く「平和の促進を目的とする」非政府団体、汎太平洋同盟(Pan-Pacific Union)が主催し、ホノルル在住の女性たちの手によって組織されたものであった。

日本では前年の1927年春、汎太平洋同盟日本支部の支部長をしていた貴族院議長の徳川家達公爵が都内の各界の女性団体に会議への参加を呼び掛けていた。この呼びかけにこたえて日本から井上秀子日本女子大学学長を団長に総勢25名の女性たちが同会議に参加した。87市川は帰選獲得同盟を代表して参加した。同年4月22日の獲得同盟の第4

回総会は、市川の参加と汎太平洋婦人会議で平和問題を議題に取り上げてもらうことを決定していた。88

シカゴ、ハル・ハウスのジェーン・アダムズが第一回会議の議長を 努めた。その基調講演でのアダムズが述べているように、第一回会議 の当初の目的は、それぞれの地域の女性たちが取り組んでいる問題解 決の創意工夫を共有することにあった。89

> この婦人会議で互いに成功例を話し合い、忌憚ない 意見を交換することは、必ずや私共すべての者に新し い勇気と熱意を起こさせることと信じます。それに私 たちはこうして話しあいをすすめていくうちに、他国 の同様な努力なしに一国だけではとうてい解決し得な い問題が沢山あることが分かってくるでしょう。

会議は、保険衛生、教育、労働婦人及び職業婦人問題、婦人と政治、および社会事業にそれぞれ分かれ、情報と意見の交換がなされた。市川は「参政権を有せざる婦人の問題について」を講演し、「日本における婦選運動者を代表して訴う」と題する簡単なアピールを行った。90

第二回汎太平洋婦人会議

汎太平洋婦人会議が女性たちの太平洋地域における平和のためのきずなを構築するためと明確化されたのは、第二回会議においてであった。1930年8月ホノルルで開催された第二回会議で汎太平洋婦人協会(Pan-Pacific Women's Association)が創設され定款と規則が決められた。その定款の第一に、「すべての太平洋諸国の婦人相互観の理解と友情を深めることにより、平和のきずなを強めること」が明示された。91

同大会に参加した定方亀代は協会設立の経緯を次のように記している。⁹²

・・・国際的平和なる共同を持つて、此の婦人協会

なるもんが、継続するように一つの独立した組織の下 に立つことになりました。

・・・此の協会が設立いたします前に、・・・婦人の汎太平洋会議が各国のために有益であるか・・・意見を述べました。その結果、婦人は男子より異なつた本分と天才を持つているのであつて国際的協議や各国を世界的団体として婦人が助ける事などによつて、男子が考えない方面や又男子に出来ない点等を婦人が完成して、男子の仕事と共にその特徴を相和して行く事が出来るのである・・・皆が認め、万場一致でこの会が継続される事に可決いたしました。

日本では市川等第一回会議に参加した者たちが国際連絡婦人委員会を組織し、第二回会議の参加者を決定する事になった。同委員会は、第一回会議の決議事項の実行と第二回会議の議題に関する調査研究を行う事を決定し、教育は井上秀子、保険は吉岡弥生、社会事業はガントレット恒子、労働、正田淑子、政治を市川が担当した。

第二回会議に向けて国際連絡婦人委員会は、十人の代表を選出した。 しかし同会議の政治と労働の部門への日本からの参加はなかった。市 川は落胆し、次のように述べている。⁹³

> 今回の日本代表には、・・・議題で最も重要な位置 を占めている筈の政治だとか労働等の部門に唯の一人 の代表者もないのです。

> 汎太平洋会議の目的からいつても、太平洋をめぐる 諸国民間の理解と友誼を深め、太平洋を中心として今 後の世界平和の基礎を確立するといふのですからこの 二つの部門の代表者のない事は実に残念なことではあ りますまいか。

他方で、この年の2月6日、嬌風会のガントレット恒子は、林歌子と共にロンドンに赴き、日英米仏の婦人平和運動団体とともにセントジェームズ宮殿内で、18万人の日本人女性の署名のある平和請願書をロンドン軍縮会議議長のヘンダーソンに手渡した。婦選獲得同盟は「日本婦人も国際平和のために婦選を得たいと努力している」旨のメッセージをガントレット・恒子に委託していた。94

第三回汎太平洋婦人会議

第三回会議は1934年8月、ホノルルで汎太平洋婦人協会主催で開催された。前年の4月、第一回汎太平洋婦人会議後に立ち上げられた国際連絡婦人委員会は改組され、全国的組織を持つ5つの婦人団体で婦人団体国際連絡委員会が組織されていた。市川は、同国際連絡委員会の書記を務めた。会は国際連絡婦人委員会が個人単位であったのに対し、加盟を団体単位とし、日本基督教女子青年会日本同盟、婦人平和協会、全国小学校聯合女教員会、婦選獲得同盟、婦人記者俱楽部が当初の会員となった。95

婦人団体連絡会議は同年12月には9団体に増え、「国際協力殊に汎太 平洋の平和の増進をはかる為に」汎太平洋会議からは脱退しないこと を決めていた。この年の3月、日本は、満州事変に関するリットン報告 書を国歳聯盟が受諾した事を不満とし、同聯盟を脱退し、国際社会で 孤立の途を歩み始めていた。

先に指摘したように市川は、この決定に対して「私共は、この政府 の孤立政策に従ふ必要はない。否政府がさうであればある程、私共は むしろ所謂国民外交によつて国際協調の実をあげ、緊張したる国際関 係を緩和する必要があると考えるものである」と述べていた。

市川は、この第三回汎太平洋婦人会議で日本は、アメリカと並んで重要な役割を果たすべきであり、「日米両代表の間で隔意なき懇談協議を

すゝめ、会議をして所期の目的を達せしめなくてはならない。」と主張 した。そして女性こそが真に平和を希求するものであり、「日本婦人の 憂いはまた米国婦人の憂いであるに違ひないと信ずる」と指適した。⁹⁶

同国際連絡委員会は、汎太平洋婦人会議に対して「日本としては、直接汎太平洋の平和の増進を計るやう、その具体案を来るべき会議で協せしめること」を要請していた。その結果会議では「軍教(軍事教育)反対決議」がなされ日本代表もその決議に参加した。この決議は軍部を刺激したが、報道に誇張があった事にして一件落着させていた。97

この第三回会議で、次期会長(1934年から37年)にガントレット恒子が選出された。さらに日本は、第四回会議の開催地を希望したが、投票の結果カナダのバンクーバーとなった。

1937年バンクーバーで開催された第四回会議は、「汎太平洋における平和の推進」がテーマとして設定された。会議の議長はガントレット恒子が努めた。ガントレットは第二回会議以外のすべての会議に参加し、汎太平洋婦人協会の設立に貢献していた。同会議で次の会議を1940年ニュージーランドで開催することを決定し、「国際理解促進の実際的手段・方法の研究」が会議のテーマに設定された。98

しかし1939年第二次世界大戦が勃発し、ニュージーランドは大英帝 国圏の国であるため会議は無期延期となり、第5回会議は第二次世界大 戦後となった。

(以下次号)

- 1市川房枝推薦会残務整理委員会『理想選挙勝利の記録』1980年10月、29頁。
- 2市川房枝『野中の一本杉』新宿書房、昭和56年、147~149頁。
- 3財団法人市川記念会所蔵「市川史料」。
- 4 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998年、93~96頁。
- 5市川房枝『市川房枝自伝—戦前編』新宿書房、昭和49年、443~450頁。
- 6 鹿能政直「市川房枝―婦選へと貫く意志」『鹿能政直思想史論集 第二巻』342 ~ 343 頁。
- 7鈴木裕子『フェミニズムと戦争』マルジュ社、1997年、103頁。
- 8 鈴木裕子『女性史を拓く 2』未来社、1989年、49~53頁。
- 9市川『自伝』431~606頁。
- 10『同掲書』75~76頁。
- 11 鈴木『フェミニズムと戦争』、103~104頁。
- 12『同掲書』68~70頁。
- 13市川房枝「国際平和と婦選」『婦選』昭和6年11月、2~3頁。
- 14 財団法人市川記念会所蔵「市川史料」。
- 15 市川『自伝』433 頁。
- 16 『同掲書』。
- 17 準戦時体制から戦時体制にかけての市川の婦選活動の軌跡を読み解くためには、市川のナショナリズム観ではなく、むしろアジア観を軸に見る必要がある。この点に関して、進藤久美子『戦時期の市川房枝―戦争とフェミニズム』(近刊)の一部2章で敷衍した。
- 18市川『自伝』「あとがき | 617頁。
- 19進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治』有斐閣、2006年、112~113頁。
- 20 戦時期市川のフェミニズムは、15 年戦争の最終段階では、皇国フェミニズム(筆者 命名)へ変貌した。
- 21市川は、活動の資料を昭和19年6月26日と同20年3月26日、疎開先の川口村に移転させた。伊藤康子、進藤久美子他『市川房枝の言説と活動―年表で検証する公職追放、1937~1950』財団法人市川房枝記念会出版部、2008年、143、150頁。
- 22戦時期市川の国策委員としての活動は、進藤久美子『戦時期の市川房枝―戦争とフェミニズム』(近刊) の2部で詳細に検討した。
- 23 上野千鶴子『前掲書』83頁。
- 24『同掲書』。
- 25この点に関して市川のアジア観 (=中国観) を、検証する必要がある。
- 26市川房枝「婦人の社会運動」石川六郎編『婦人問題講演集 第二輯』民友社、大正 10年、105~106頁。
- 27『同掲書』106頁。
- 28市川房枝「国際平和と婦選」『婦選』昭和6年11月、2~3頁。

- 29 [同掲論文 | 3頁。
- 30市川房枝「×と□の対話」『婦選』昭和6年6月、5~6頁。

「×と□の対話」は昭和4年11月号から本の装丁を菊版にし、紙面の充実を図り、獲得同盟の機関誌から一般向けの政治雑誌へと脱皮する中で市川が、「婦人政治教育」の目的で同コラムを担当し、簡潔に時事問題を解説していた。

- 31市川房枝「総選挙終わる」(巻頭言)『婦選』昭和7年3月号、4頁。
- 32市川「×と□の対話」『婦選』昭和7年3月号、18~19頁。
- 33「共同運動─Ⅱ、犬養さん訪問」『婦選』昭和7年2月号、7頁。
- 34市川房枝「犬養首相を悼む」『婦選』昭和7年6月、4頁。
- 35市川房枝「総選挙と婦人」『婦選』昭和7年2月号、5頁。
- 36金子茂「編輯室より」『婦選』昭和7年4月号、76頁。
- 37市川「×と×の対話」『婦選』昭和7年4月号、17頁。
- 38市川「×と□の対話」『婦選』昭和7年3月号、17、19、21頁。
- 39「市川史料」『事務局日記』
- 40 『同掲書』。
- 41「本部の日誌より」、「編輯手帖」『婦選』昭和8年11月号、45頁、48頁。
- 42「『女性展望』発刊について |、「編輯後記 | 『婦選』昭和10年12月号、4頁、32頁。
- 43「婦選獲得同盟だより」『婦選』昭和10年12月号、30頁。
- 44主張「新内閣と婦人」『婦選』昭和4年7月号、1頁。
- 45 「婦人界展望 | 『婦選』昭和4年、11月号、41頁。
- 46『同掲書』 41 頁。
- 47「昭和五年と婦選(主張)」『婦選』昭和5年月号、8頁。
- 48市川房枝「政府はまづ婦選を興ふべし」『婦選』昭和4年11月号、4頁。
- 49市川房枝「総選挙と婦人」『婦選』昭和7年2月、5頁。
- 50 同掲論文 4頁。
- 51「第一回全日本婦選大会記」『婦選』昭和5年5・6月号、28頁~32頁。
- 52 市川房枝「第三回全日本婦選大会(主張)」『婦選』昭和7年5月号、4頁。
- 53平田のぶ『第三回全日本婦選大会の記』『婦選』昭和7年6月号、18~19頁。
- 54 市川房枝「第三回婦選大会の決議(主張)|『婦選』昭和7年6月号、5頁。
- 55市川「×と□の対話」『婦選』昭和7年5月、9頁。

『婦選』昭和8年新年号の「編輯手帖」は「『×と□の対話』は「政界の近況を語る」と改題し、引続き匿名氏を煩はす事にした」とあり、さらに、昭和10年12月同誌の「編輯手帖」には「『政界を語る』の・・・覆面を取れば市川房枝氏・・・」とあり、両コラムは、共に市川房枝が担当していたことが分かる。

- 56市川房枝「第四回全日本婦選大会と其議題|『婦選』昭和8年2月号、4~5頁。
- 57 西城信子「第四回全日本婦選大会の記」『婦選』昭和8年3月、17頁。
- 58 同掲論文 18~20頁。

- 59『婦選』昭和7年4月。
 - 「同会幹部のファッショ化問題」『婦女新聞』昭和7年3月27日。
- 60 市川房枝「主張、婦選大会と軍縮の決議」『婦選』昭和8年3月号、4頁。
- 61大内光枝、和多壽也、伊東篤子「第五回全日本婦選大会の記」『婦選』昭和9年3月 号、13~15頁。
- 62 宮川静枝「第六回全日本婦選大会の記」『婦選』昭和10年3月号、8頁。
- 63 [同掲論文 | 15頁。
- 64 宮川静枝「同掲論文」15頁。
- 65 沼田睦子「第七回日本婦選大会の記」『婦選』昭和11年1月号、4~5頁。
- 66 同掲論文 6頁。
- 67 [同掲論文 | 7頁。
- 68沼田睦子「同掲論文」8頁。
- 69市川「国際平和と婦選」3頁。
- 70大内光枝、和多壽也、伊東篤子「前掲論文 | 14~15頁。
- 71 市川房枝「汎太平洋婦人会議に対する日本の態度(主張)」『婦選』昭和8年12月、 5頁。
- 72 竹中繁「今は亡き熊稀齢夫人を惜しむ」『婦選』昭和7年1月、41~42頁。
- 73 竹中「宋慶齢女子の宣言|『婦選』昭和7年2月、33~34頁。
- 74 竹中「民国の昨今」『婦選』昭和7年3月、40~41頁。
- 75 竹中「認識不足を恥じよ」「婦選」昭和7年4月、37~39頁。
- 76 竹中「民国教育の過程」『婦選』昭和7年5月、44~47頁。
- 77 竹中「民国女性の苦闘の迹」『婦選』昭和7年6月、46~49頁。
- 78 竹中「民国婦人の進出」『婦選』昭和7年7月、43~45頁。
- 79 竹中「認識不足を恥じよ」。
- 80 竹中「広東行き」『婦選』昭和7年8月 58~6頁、『婦選』昭和7年9月 28~32 頁。
- 81 竹中「結ばれた純情」『婦選』昭和7年11月、36~39頁。
- 82 竹中「甘海瀾氏のこと」『婦選』昭和7年12月、42~46頁。
- 83 竹中「中国の明日を荷なふ女性たち」『婦選』昭和8年1月、65~69頁。
- 84 竹中「解放された民国の婦人」『婦選』昭和8年2月、41~44頁。
- 85 竹中「広東行き | 61 頁。
- 86「陳衡哲女史からの来信」、『婦選』昭和7年2月、38~39頁。
- 87汎太平洋婦人協会編『汎太平洋東南アジア婦人協会六十年史』1993年、ドメス出版、 17頁。
- 88市川房枝「汎太平洋婦人会議と婦選獲得同盟」『婦選』昭和3年6月号、10頁。
- 89『汎太平洋東南アジア婦人協会六十年史』15~16頁。
- 90市川房枝「汎太平洋婦人会議便り」『婦選』昭和3年7月号。

- 91 『汎太平洋東南アジア婦人協会六十年史』 25頁。
- 92 定方亀代「汎太平洋婦人協会設立について」『婦選』昭和5年10月号、33~35頁。
- 93「第二回汎太平洋婦人会議」『婦選』昭和5年8月号、20頁。
- 94 新妻伊都子「婦人軍縮代表にのぞむ」『婦選』昭和5年1月号、19頁。
- 95 市川房枝「汎大平洋婦人会議に対する日本の態度|『婦選』昭和8年12月号、5頁。
- 96市川房枝「私の頁」『婦選』昭和9年7月、34~35頁。
- 97加藤タカ「汎太平洋婦人会議に出席して」『婦選』、昭和9年10月号、12~15頁。 「汎太平洋婦人会議代表帰る」『婦選』昭和9年10月号、26頁。
- 98 『汎太平洋東南アジア婦人協会六十年史』 27~29頁。
- *本文中の〔〕は著者説明
- *漢字は原則として常用漢字を用いた。引用文中の仮名遣いはそのままとした。

The Wartime "Cooparation" of Fusae Ichikawa Reappraised

SHINDO Kumiko Faculty of Social Sciences Toyo Eiwa University

In the course of postwar democracy in Japan, Fusae Ichikawa represents the outstanding figure as the champion of women's rights as well as the driving force of clean politics. On the other hand, her activities during the waryears have generally been appraised as the typical examples of home front cooperation by the feminist activist. Indeed, she was appointed to governmental committees of approximately twenty kinds during the period between July 7, 1937 when the all-out war against China broke out through August 15, 1945 when the war ceased.

However, interestingly enough, the close examination of Ichikawa's wartime activities reveals positive aspects in terms of postwar gender politics. The current paper is designed to prove the hypothesis that her wartime activities have contributed greatly to the emergence of Japanese style of gender politics.

Specifically, the attempt was made to attest that her commitment to governmental committees that dealt mainly with life-relating problems paved the way for the postwar political activation of Japanese women in such political fields as the protection of wellbeings of daily lives. The discussion was also made that the contemporary conservative tendencies of Japanese political climates which disregard a woman's right as the human right as well as the gender equality are closely related to this peculiar formation of a Japanese style of gender politics.